

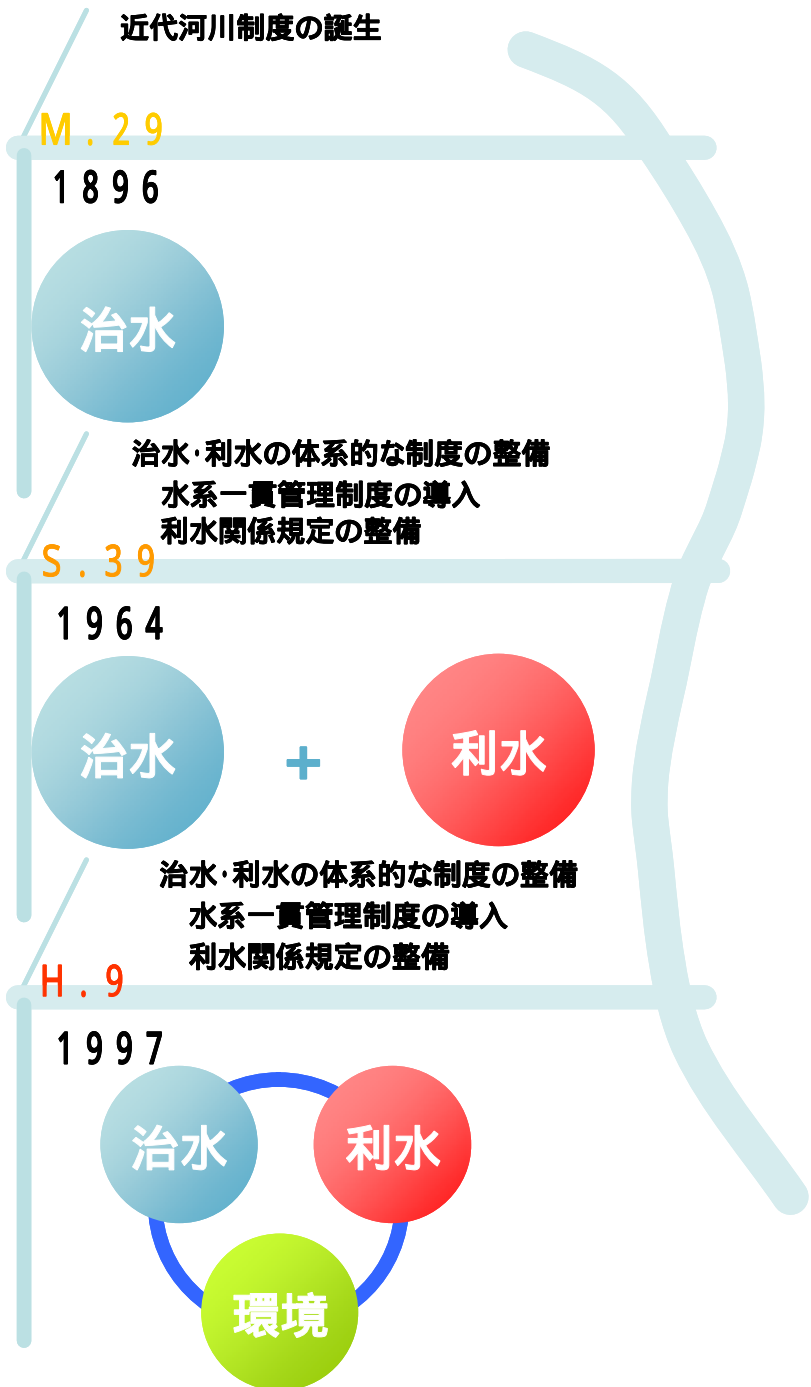
# 1 - 2 流域委員会及び設立準備会議について

## 1. 河川法の改正と要点

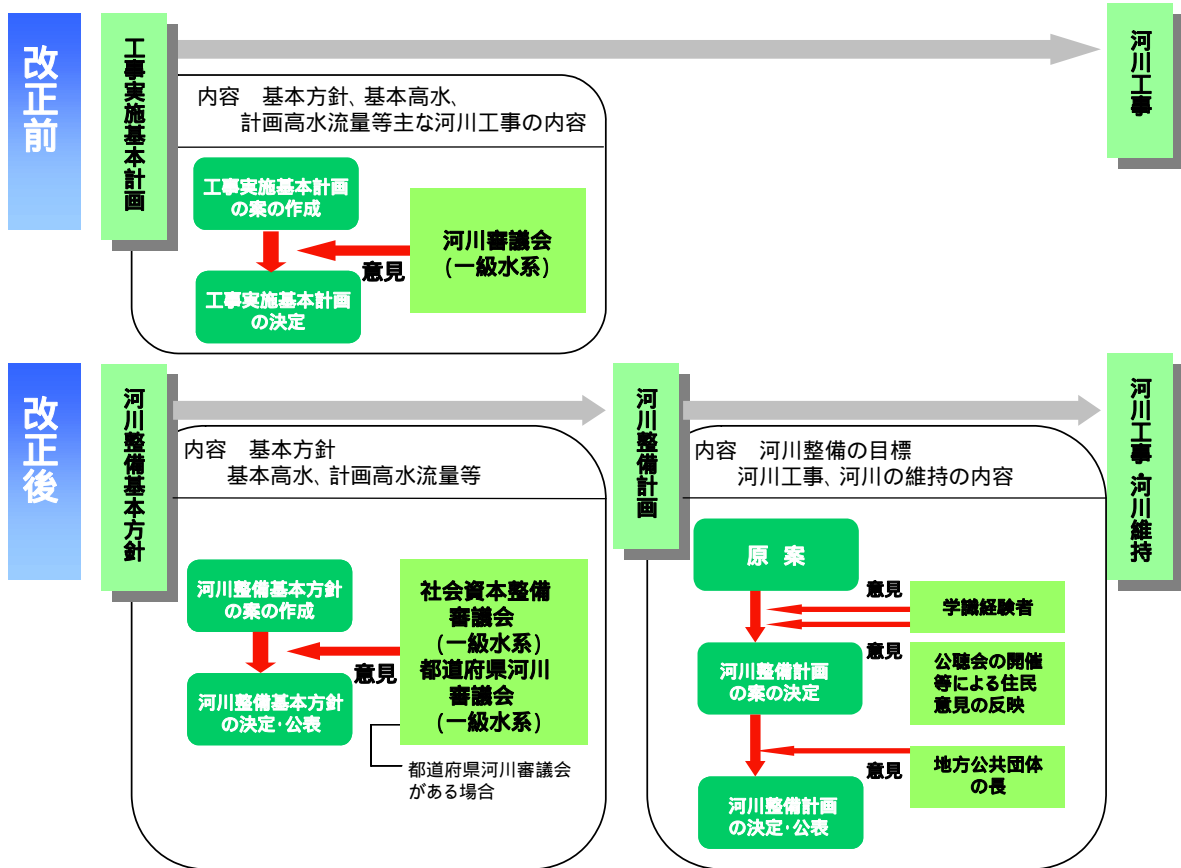
**主な改正点**

新しい河川整備の計画制度  
河川環境と保全  
樹林帯の整備と保全

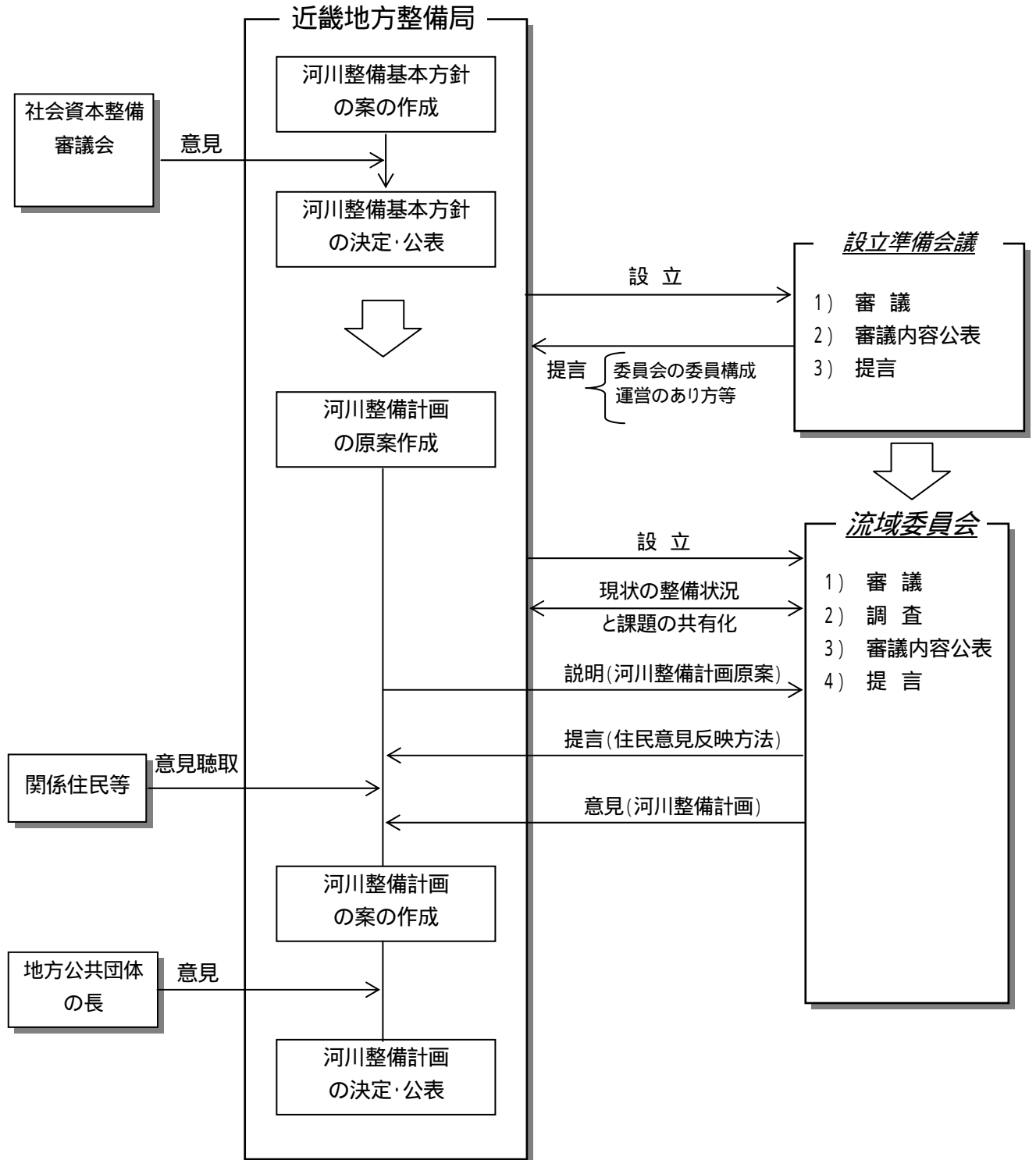
洩水調整の円滑化のための措置  
水質事故処理対策  
木法係留対策



# 旧制度との比較



## 2. 加古川河川整備計画策定の進め方



## (1) 河川整備基本方針(長期的な基本計画)

河川法第16条

「河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・ 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減
- ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- ・ 河川環境の整備と保全

河川の整備の基本となるべき事項

- ・ 基本高水及びその河道と洪水調整施設への配分
- ・ 主要な地点の計画高水流量
- ・ 主要な地点の流水の正常な機能を維持するために必要な流量
- ・ 主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

たかみず

- \* 基本高水: 洪水防御計画の基本となる洪水で、ダム等の人工的な貯留施設による調整を受けず、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出る洪水

たかみず

- \* 計画高水: 基本高水が各種の貯留施設により洪水調整された後に、河川に流れ出る洪水

こうずい

- \* 計画高水位: 河川改修後において計画高水流量を安全に流下させうる水位

## (2) 河川整備計画(20～30年の具体的・段階的な計画)

河川法第16条の二

「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。」

河川整備の目標

- ・ 河川整備計画の対象区間、対象期間
- ・ 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- ・ 河川環境の整備と保全に関する目標

河川整備の実施に関する事項

- ・ 河川工事の目的、種類及び施行の場所
- ・ 当該工事による主要な河川管理施設の機能
- ・ 河川の維持の目的、種類、施行の場所

河川法第16条の二第3項

「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」

### (3) 加古川流域委員会について

#### 流域委員会の目的

加古川流域委員会は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第十六条の二第 3 項に規定する趣旨にもとづき、加古川河川整備計画(直轄管理区間)の策定にあたり、河川整備計画の原案並びに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とします。

#### 流域委員会の位置付け

加古川流域委員会は、国土交通省近畿地方整備局長が設置します。

なお、加古川河川整備計画策定の進め方における、流域委員会の位置づけは、P. 4の通りとします。

#### 流域委員会の委員構成

加古川流域委員会の委員構成は、設立準備会議で審議し、委員は国土交通省近畿地方整備局長が委嘱します。

## (4) 加古川流域委員会 設立準備会議について

### 設立準備会議の目的及び位置付け

本会議は、姫路河川国道事務所が流域委員会発足のための準備として、流域委員会の「委員構成」「運営のあり方」等審議し、その結果を姫路河川国道事務所長に提言していただくものです。

なお、加古川河川整備計画策定の進め方における、設立準備会議の位置づけは、P. 4の通りとします。

### 設立準備会議構成委員

本会議の構成委員は、河川に関し学識を有し、加古川流域の特性に詳しい方より選定しました。(P. 1参照)

### 設立準備会議の運営

本会議の運営は、次頁(資料1-3)に定める運用規定によるものとします。